主 文

原告らの請求はいずれも棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 事 実

## 第一 当事者の申立て

(原告ら)

「被告は、別表の原告の欄に掲げる原告に対し、それぞれ金額の欄に掲げる額の金員を支払え。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求める。 (被告)

主文同旨の判決を求める。

## 第二 請求の原因

一 原告らは、被告の経営する郵政事業に勤務する一般職に属する国家公務員で、 郵政省所管の浅草郵便局において郵便業務を内容とする郵便課内務事務に従事する ものであり、かつ全逓信労働組合浅草支部に所属する組合員である。

二 原告らの俸給は、郵政省と全逓信労働組合間の労働協約にもとづいて、毎月一回その月の一七日にその月の月額の全額を支給することとしているが、昭和四五年一二月から昭和四七年六月までの各月の俸給等の支給の際、そのつど給与減額がおこなわれてその月の月額の全額支給を受けることができなかつた。原告ら各自の給与減額の合計額は別表の金額の欄に掲げるとおりである。

三 そこで、右減額に係る給与の支払いを求める。

第三 抗弁

被告は、原告ら主張の請求原因事実を認め、抗弁として、次のとおり主張した。一 浅草郵便局は、東京中央郵便局を起点とする自動車郵便線路沿線局(深夜伝送便の郵便線路沿線局ともいう。)の一つであるが、同郵便局の郵便業務に従事する職員がいわゆる一六時間勤務に服する場合においては、郵便局長が定めた服務表(昭和四五年九月二七日以降適用)により、始業時刻午後五時、終業時刻次の日の午前九時であるが、休憩時間として午後七時三〇分から三〇分間、午後九時五〇分から一〇分間、次の日の午前五時五〇分から一〇分間および午前八時から三〇分間合計一時間二〇分が指定され、休息時間として午後一一時二〇分から四〇分間および次の日の午前零時から二〇〇分間合計四時間が設けられている。

二 原告らは、郵便業務に従事して一六時間勤務に服する場合には、右服務表所定の休息時間四時間のほかに、午後八時一五分から三〇分間、午後一〇時三〇分から二〇分間および次の日の午前五時三〇分から一〇分間合計一時間を慣行休息時間と称して(以下この時間のことを「係争休息時間」という。)、その時間中の就労を拒否して勤務しない。

三 被告は、原告らが右の就労を拒否して勤務しない時間すなわち係争休息時間で欠務に係るものについて、勤務一時間当り給与額の算定ならびに給与減額の対象時間の算定によつて給与減額(いわゆる賃金カツト)をおこなつているが、昭和四五年一一月一六日から昭和四七年五月三一日までの間に生じた右不就労事由による各原告の給与減額の合計額は別表の金額欄に掲げるとおりである。 第四 係争休息時間について

一 原告らは、被告の抗弁事実を認め、係争休息時間について次のとおり主張した。

れ、それによつて一応の全体的な調整と極端な部分的不合理は修正されているが、この計画と実態との齟齬は、郵政事業がいわゆる官庁機構である関係上、各末端局では完全に調整できないのである。しかし、機構や人員の不備にかかわらず日常の業務そのものは、不可避的なものとして存在するから、これらの不備を各現場局の責任において、何としても克服しなければならないため、そこに問題が生ずる。第二は各郵便局間の差異である。局の大小、設備の老新、作業量の多寡、どれひとつとして同じ局はないし、また郵便物の流通過程、経路に対して各局の占める位置にも差異がある。

このように郵政事業には、画一性、統一性が要求される一方個別事業場の差を調整するという要請が存在し、そこから生ずる問題の打開のために生まれたのが、郵政事業における「職場慣行」といわれているものである。いかなる局でも大なり小なりこうした慣行をもたない局はなく、その内容は単に休息時間だけでなく、労働時間の始期終期の取扱いから休日・休息のとり方までにおよぶ広汎多様なものである。

| 浅草局においては、他局と同様、窓口引受を始め、一般郵便事務をおこなつているが、末端集配普通局として配達区分業務が主であり、昭和三七年当時の勤務の種類は、おおむね次の三種が組み合わされ、業務が遂行されていた。

早出勤務 午前六時二五分から午後二時三〇分まで

日勤 午前八時三〇分から午後五時一五分まで

夜勤 午後零時五五分から午後九時まで

ところが、昭和三七年九月に郵政省から、交通量の激増および交通規制等が原因し昼間伝送郵便が遅延しているという理由による深夜伝送便の提案が全逓信労働組合に対しなされ、昭和三九年七月六日から実施されたが、この深夜伝送便実施のために従来の三種の勤務形態に加えて新たに一六時間勤務(午後五時から翌日午前九時まで)が採用され、この勤務の場合には、休憩時間として午後六時から三〇分間、翌日午前五時四〇分から二〇分間および午前八時から三〇分間合計一時間二〇分、休息時間として午後一一時から翌日午前三時までの四時間がそれぞれ設けられた。

しかし、深夜伝送便の実施は、郵便物が夜間に局に集中することを前提としているので、これを取り扱う局員にとつては、勤務にいわゆる「手空時間」がなくなることを意味し、所定の休憩時間ではつぎのような欠点があつたため、浅草局においてはこれをおぎなうために係争休息時間における休息が慣行的になされた。

(一) (夜食休息) 一六時間勤務の出勤時刻である午後五時は、一般世帯者が家庭で夕食をすませてくるには不自然な時刻であり、そのため食事をしてくる者とそうでない者とがばらばらになつた。加えて午後六時三〇分の休憩後から午後一一時までの間の連続無休憩勤務というのは体力を無視したものであつた。そこで夜勤者の作業終了時である午後八時一五分ごろにあわせて三〇分程度の夜食のため休息がとられるようになつた。(食堂設備がないので出前をたのむ都合があつた。)

(二) (入浴休息) 作業終了後の午後一〇時五〇分における入浴につき、ボイラーマンが午後八時三〇分までの勤務となつている関係上、常に湯の温度の低下が問題になつた。当初局側は午後一〇時ごろから入ることを提案したが、このようなやり方は職場秩序上からも好ましくないというので、結局午後一〇時三〇分から一せいに入浴することになつた。

(三) (早朝休息) 深夜労働はもともと疲労が激しいが、午前三時一〇分からひきつづき早朝二時間以上にわたる労働が続くと能率が著るしく低下し、勤務上のミスすら発生する危険があつた。そのため午前五時三〇分から一〇分間休息し、引続き休憩をとることとなつたのである。

以上のように、係争休息時間における休息は、勤務の形態から生れる必然的なものであつたため、その後何度か服務計画や服務表の変更あるいは局長・課長等管理者の交替にもかかわらず、いずれの場合においても双方が熟知し、当然視されていたこれらの時間帯の休息が問題にされることはなかつたのである。すなわち、係争休息時間は、いわゆる職場慣行として発生し、かつ、定着するについてそれなりの合理的理由があり、客観的なものとして慣行的に確立するまである程度の期間継続し、その期間中使用者の明示の反対の意思表示がなかつたことにより労働契約内容に化体したというべきである。

2 前記のような背景と経緯のもとに、係争休息時間における休息が昭和三九年七月ごろの深夜伝送便実施直後に発生して少なくとも一年以上継続した昭和四〇年七月頃以降は被告(現実には浅草郵便局長、同局郵便課長)の明示(すなわち交渉に

よる了解)ないしは黙示のもとに民法九二条にいわゆる事実たる慣習として存在してきたのであり、この状態が昭和三九年七月ごろから昭和四五年九月ごろにいたる六年有余の間継続したのであるから、原告らとその所属長によつて代表される郵政省事業主体たる被告との間においては右法条にいう「当事者がこれによる意思」を有していたとみることができる。このようにして右の事実たる慣習が合意されたのであるから、原告らは係争休息時間において休息する労働時間についての契約上の権利を有する。

被告の主張 郵政省と全逓信労働組合本部とは、その合意により、協約覚書等をもつて、郵 便業務に従事する郵政職員の休息時間を、郵便局の規模、作業内容、勤務態様のほ か、業務量や時間帯による作業密度も考慮したうえ、全国のどの郵便局にでも適用できるよう一義的網羅的に、その最高範囲を定めることにより規定しているのであ つて、その内容はきわめて合理的なものである。すなわち郵政事業は、郵便、郵便貯金、簡易生命保険等の各事業を全国約一万七千余にのぼる郵便局等の行政機関に よつて一体的に遂行しているため、勤務局等の規模、内容、業務の形態および職員 の従事する作業形態、種類、勤務内容、作業の強度、作業密度等に当然差異があ り、休息時間についてみてもこれを一律に定めることは休息時間の趣旨、目的に照 らして適切ではない。郵便内務作業についてみても、他の貯金、保険の業務とは異 なり、その業務内容の特質、性格からみて交替制の勤務、夜間勤務が要請され、 たその作業態様も、勤務時間の大部分を立作業でおこなうものが多く、郵袋の処理 作業は比較的重量のある物を処理するために作業の強度も他の作業に比べて大きい ことなどのため肉体的な疲労も相対的に大きく、さらに夜間の勤務にあつては昼間の勤務に比べて生理的に疲労の蓄積も大きいことから、作業の能率の低下を招き、 ひいては労働災害、疾病等の発生の原因にもなることが予想される等の労働科学的 観点も逸することができない。そればかりでなく、交替制勤務や夜間勤務を敬遠す る風潮のあることも否定できないので、これに従事する職員の勤務条件の緩和とい う面をも考慮しなければならない。右のような点を種々検討のうえ協約・覚書等に より休息時間の最高限が定められている。

・郵便業務に従事する職員(内務職)が一六時間勤務に服する場合には、「東京中央郵便局を起点とする自動車郵便線路沿線局において一六時間勤務に服する職員の休息時間の特例に関する覚書」により、特例として「四時間以内」の休息時間を設けることができるものとしているが、昭和四五年九月二七日から適用された浅草郵便局郵便課服務表により右の休息時間は午後一一時二〇分から翌日午前三時二日の間にわたり連続して四時間設けられている。しかも、連続四時間仮眠が三世となるように前後二〇分間の準備整理時間まで設けられているほか仮眠も完備しており、さらに一六時間勤務に従事した翌日は全く勤務から解放されることなどではよるの一六時間勤務の割りふりが一週間平均ほぼ一回程度であることなどのに、といったがつて、原告らの一六時間勤務について、右服務表による休息時間における休息を認めねばならない特段の事情も業務上の必要性も全く存しない。

2 浅草郵便局における業務および勤務形態等が原告ら主張のとおりであつたこと、深夜伝送便実施後何度か服務計画や服務表の変更、あるいは局長、課長等管理者の交替があつたことは認めるが、その余の原告らの主張事実を争う。 (一) 夜食休息について

深夜伝送便実施当時の服務表の作成に際し、浅草郵便局長は、一六時間勤務に服する職員の夕食のための休憩時間の位置を、勤務の始業時刻、職員の勤務の疲労度合浅草支部に内示して説明したところ、食堂の開設時間が午後七時ごろから三〇分間とするよう計画して、ろまででの開設時間が午後大時から三〇分間の世間を設定するよう同支部が強く主張したのではできるがあるが、一部の名は、一部の名は、その後では、一部の名は、一部の名は、一次の表別では、一次

て夜食をとるために休息するようなことはなかつた。

(二) 入浴休息について

深夜伝送便の実施された年の秋ごろ、浅草郵便局では石炭風呂であつたため、暖房手の勤務時間の終了時刻との関係で一六時間勤務に服する職員の入浴時の湯の温度が問題となつたが、これは石炭の予備を用意しておき、燃料を補給してから入浴した。ただ二暦日にわたる一六時間勤務のうち第一日目の作業らて後一〇時ごろから同三〇分ごろまでの間には殆んど終了しており、午後一〇和四四日である。その過程を明まれたことがあった。当時局舎新築のため仮設局舎に移転中であり、大田の場合は、一六時間動務の責任者)に引き継いであり、これは雑務手の退局の際に風呂用のガスの元柱ののおり、入浴時に適宜沸かすことができるようにすることで解決した。以上の時三〇分を時間の場合は格別、作業の終了しないままに作業を打切り、午後一〇時三〇分から職員が入浴していた事実はない。

(三)早朝休息について

この時間は、管理者が臨時に宿泊する場合のほかは、職員の勤務実態を直接把握することが不可能な時間であるが、昭和四二年六月ごろ、午前五時三〇分から同六時ごろまでの間に、原告らが正規の休憩時間をこえて休息していることがあった。そこで浅草郵便局当局としては、これは正規の休憩・休息以外のいわば「ヤミ休息」で容認できないものであるから、その是正を図ることとし、業務打合せ会の開催による趣旨の説明、全逓信労働組合浅草支部に対する通告説明、一般職員への周知説明等をおこなうなどその是正に取り組んだ結果、完全に是正できた。その際司支部は、当局の説明に対し、これが労働協約に違反するものであることを認め、その是正もやむを得ないとして了解した。

3 郵政事業職員の勤務関係は、その実定法を検討すれば、単に労務の提供と対価の支払関係につきるものではなく、国の公共目的達成のため、国民全体の奉た特別の地位に鑑み、国の優越的地位を認めたいるを権利義務関係であることが看取される。したがつて、原告らの勤務関係につるとが看取される。したがつて、原告らの勤務関係につるとが看取される。したがつて、原告らの勤務関係につるとが当事者の意思表示を媒介として当事者間の法律関係を規律する。 業に勤務する職員の給与等に関する特例法」にもとづいて郵政大臣が全の経営する政策に対して郵政大臣がくの経営する政策に対してのより、関行(図)といるの労働協約によって明確に規律されるべきものであり、関行(習)とれるに対して明確に対ける体息も、それが右規程、協約等で明文化されない限り、何ら法的効力を有しないというべきである。

仮りに原告らの勤務関係の法的性質が労働契約関係とみるべきであるとしても 係争休息時間における休息が、原被告間の労働契約の内容となつているとみる余地 はない。慣行(習)は、それが慣習法として存在すると認められる場合のほかは、 当事者の意思表示を媒介として法律行為の内容となることによつて、はじめて法的 拘束力を取得するものであるが、集団的組織的性格をもつ労使関係については、使 用者と労働者団との間の集団的合意を必要とするものと解しなければならない。 かるに、本件においては、仮りに原告らの係争休息時間における休息が「事実タル 慣習」として存在するとしても、被告がこれによる旨の意思を有したことを窺わせ る事情は全くないし、また被告は原告らの所属する組合(全逓信労働組合本部ない しは全逓信労働組合浅草支部)との間で黙示的にもせよこれを承認(合意)したこ ともない。かえつて、被告は休息時間については原告ら主張のような慣行(習)に よらない旨、およびそのような労働協約に違反するものは承認(合意)することな くすべて是正する方針である旨を明示している。すなわち一六時間勤務が午後五時 から翌日の午前九時までの勤務であるのに対し郵便局長や郵便課長等の管理者は、 平日の勤務が午前八時三〇分から午後五時一五分までであるところから、平常時の 場合、一六時間勤務の大半の勤務時間については不在となるため、その勤務実態を 自ら把握することが困難な実情にあり、特に係争休息時間のぞくする時間帯は、そ の位置からみてもこの傾向が強い。また、歴代の郵便課長は、課長代理等の職制を 通じて、あるいは業務繁忙時や闘争時などに臨時に宿泊した際みずから、一六時間 勤務に服する場合の原告らの勤務の実態を把握してきたが、これによれば、せいぜ

い業務処理の終つたあとに生じたいわゆる手空時間の利用とみなしうる程度のこと が若干あつたにすぎず、原告らが主張するような態様でその時間帯にわたり一せい に作業をうちきつて、なすべき作業の有無にかかわらず休息をとるようなことが長 期間にわたりかつ公然と反覆継続しておこなわれてきた事実は全くない。もつとも 前記のとおり原告ら主張の時間帯は、郵便局長、郵便課長ら管理者の殆んど不在の 時間帯であり、組合員たる課長代理等を責任者として業務の遂行が図られるため、 その職員の勤務時間管理が十分におこなわれない結果、一部の職員の中には、一時的に勤務時間を遵守しない者があつたかも知れないが、これは、勤務時間管理が適 切でないことに伴つて生じた服務の乱れである。しかし、局の管理者としては、それらの乱れがせいぜい手空時間の利用とみられる程度のものにすぎず、反覆継続し て慢性化するような態のものとはみられなかつたので特にきびしくチェックしなか つた場合があつただけのことであつて、これを黙示的にもせよ了解していたというようなことはあろう筈がない。かえつてこのような勤務上の服務の乱れを正し、正 規の勤務時間を遵守することは職員の服務規律という観点からみても当然のことであるから、従来郵政省ではこのような勤務上の服務の乱れは、当局の責任において 是正してきた。しかし、昭和四五年四月、郵政省は、このような問題であつても労 使間の現実の紛争を回避し、労使関係の安定を図るという見地から全逓信労働組合 本部と話合いをおこなつた結果、その是正方法等については、組合との間で話合い をしていくものとするが、「意見の合致がみられない場合は、省の責任において - 定期日後に是正をはかるものとする」旨の合意(いわゆる四・九確認)がなされ た。そこで浅草郵便局長は、昭和四五年九月服務表の改正にあたつて全逓信労働組 合浅草支部から係争休息時間の問題が提起された際にも、同郵便局と全逓信労働組 合浅草支部、東京郵政局と全逓信労働組合東京地方本部との間においてそれぞれ話 合いをおこない、当局側はその是正の実施時期を延期するなどの誠意を示したにも かかわらず、組合側はあくまでもその是正に反対したため、同年一一月一五日(一 部は一一月二三日)以降、当局の責任において是正の措置を講じたものである。 (ただし、入浴休息、早朝休息については、是正ルールに乗せるべき実態がなく 夜食休息については、原告ら主張の実態とは全く異るが、数名の郵便課長が各数回ずつ原告ら職員の一部が出前の食事をとる間作業を休んでいるのを現認したことがあったので、これについてのみ一応是正のルールに乗せたものである。) 原告らは、浅草郵便局長ないし同局郵便課長の明示ないし黙示の承認を主張する が、たとえそのような承認をしても、そもそも同局長ないし同課長には原告ら主張 の係争休息時間における休息を承認する権限がないから、そのような承認は無効な のである。すなわち、従来から郵政職員の勤務条件については、事業の特質にかん がみ、かつ、全国的視野に立つてもつとも公平適切に決定するという見地から、 べて中央段階で決定されてきている。しかもこの中央で決定される郵政職員の勤務 条件は、全国的統一的に、かつ、下部において郵便局長等が裁量により変更する余 地のないような形で、細部的事項にいたるまで網羅的に定められているから、郵政 労使間において右と異なるような決定方法によって職員の労働条件が決定されたよ うなことは全くなく、このことは休息時間についても例外ではない。また、郵政省 と全逓信労働組合との間においては、郵政省と全逓信労働組合本部(中央交渉) 郵政局とこれに対応する同組合地方本部(地方交渉)および局所とこれに対応する 同組合支部(支部交渉)との間の三段階の団体交渉の場が設定されているが、全逓 信労働組合に所属する郵政職員の労働条件に関する事項について現実に労働協約が る。それ以外の交渉の場においては、従来勤務時間等の勤務条件に関する事項につ

 定める最高限度四時間を超える休息時間を原告らあるいは全逓信労働組合浅草支部 との間に合意しても無権限の行為として無効である。)。 第五 証拠関係(省略)

## 理由

維持し、かつ、保健と安全を期する目的をもつて勤務中に休息する時間として職員 に与えられ、正規の勤務時間のなかに含まれて給与が支給される時間であり、業務 繁忙その他の理由によつて休息時間が与えられなかつた場合においてもその分をあ との勤務に繰り越して与えられることはないが、これに対し、休憩時間は、もつぱ ら職員保護の立場から職員の健康と福祉の確保を目的とし、勤務を要しない時間と して勤務時間の途中に設けられ、勤務時間に含まれないが拘束時間に含まれるもの であつて、勤務時間および給与上の取扱について休息時間と休憩時間とは全く相異なる制度であること、郵政事業職員の休息時間制度については、職員の勤務時間に 関する事項として、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭 「給与特例法」という。)六条の規定にもとづいて、 和二九年法律一四一号以下 主務大臣(「政令の定めるところによりその委任を受けた者」は郵政事業の場合は 存しない。)が規程を定めなければならないことから、郵政大臣が郵政事業職員勤 務時間、休憩、休日および休暇規程(昭和三三年公達四九号 以下「勤務時間等規 程」という。)を制定して、職員の休息時間の基準につき原則と特例を定め、さらに特例を組織上の部局・機関、職種・業務および勤務の形態、勤務の種類の細目に 分化して定め(一一条)、かつ、原則または特例を定めた規定のいずれにもより難い特別の事情がある場合につき別段の取扱を定めることができるものとし(八八条)、休息時間を設ける方法として職員の属する機関ごとに所属長が休息時間の基 準に従い服務表を定めて関係職員に休息時間を与えるものとしている(二五条) と、深夜伝送便の郵便線路沿線局において郵便業務に従事して一六時間勤務に服す る場合には職員の一六時間勤務の特例による休息時間三時間四五分または三時間三〇分以内をいずれも四時間以内とする別段の取扱を定めたこと、浅草郵便局における服務表所定の一六時間勤務の休息時間四時間は右の基準に従つて設けられたもの であることがそれぞれ認められる。

そして、郵政事業職員の休息時間に関する事項は、公共企業体等労働関係法(昭和二三年法律二五七号)八条の規定により団体交渉の対象とし、これに関する労働協約を締結することができるものであるが、前記乙第二号証の一および二、成立に争いのない乙第一号証の一から三までの各記載に本件弁論の全趣旨をあわせると、深夜伝送便の郵便線路沿線局の郵便業務に従事して一六時間勤務に服する場合には、昭和三七年五月に深夜伝送便の業務運営が提案されてからより、自己の協約に定める一六時間勤務の特例による休息時間三日の分以内とする基準を深夜伝送便の郵便線路沿線局において郵便業務に従事して一六時間勤務に服する場合にはいずれも四時間以内とすることとした労働協約(昭和三九年七月五日実施)が同年六月一七日に郵政省と全逓信労働組合および郵

政労働組合との間に締結されたので、職員の休息時間等に関する勤務条件については、従来から勤務時間等規程が労働協約を包摂して制定(改正を含む。)されてきたいわば規程と協約の複合関係から、郵政省は、ただちに同年六月二三日に人事局長の依命通達をもつて、同規程一一条二項但書規定の別表七(休息時間の特例)、3(郵便局における特例)に定める一六時間勤務の特例による休息時間三時間四五分または三時間三〇分以内とする基準を深夜伝送便の郵便線路沿線局において郵便業務に従事して一六時間勤務に服する場合にかぎりいずれも四時間以内とすることで、同規程八八条の規定にいう別段の取扱を定める措置(同年七月五日実施)を講じた経緯を認めることができる。

以上の認定事実によれば、給与特例法六条の規定にもとづいて郵政大臣が制定した勤務時間等規程一一条および八八条の規定によつて休息時間の長さの基準が定められ、かつ、同規程二五条の規定にもとづいて職員の属する機関ごとに所属長が定めた服務表によつて関係職員の休息時間が具体的に設けられることが明らかである。したがつて、給与特例法六条、勤務時間等規程一一条、八八条および二五条の規定がとりもなおさず郵政事業職員の休息時間制度にほかならないから、右の法制上の根拠にもとづくことなくして職員の勤務中に休息する時間はおよそありえないといわなければならない。

三 原告らは、係争休息時間は、浅草郵便局において昭和三九年七月五日に深夜伝送便の郵便業務が実施されたときに発生して、いわゆる職場慣行ないし事実たる慣習として昭和四〇年七月に定着したものであり、職員の勤務中に休息する時間であることにかわりはないと主張する。

しかしながら、係争休息時間は、まえにみたとおり、深夜伝送便の郵便線路沿線局において郵便業務に従事して一六時間勤務に服する場合にかぎり従前の特例による休息時間三時間四五分または三時間三〇分以内をいずれも四時間以内とするもとした別段の取扱(勤務時間等規程八八条)による基準を一時間も超過するものもり、かつ、浅草郵便局長が定めた服務表所定の休息時間に属しない。したがつるより、かつ、浅草郵便局長が定めた服務表所定の休息時間にない。したがつるによらが係争休息時間の発生時であるとしてその勤務を休止するのよりであるとして美務の実施当初の各時間の発生時である現行法制に牴触し許されるの実施当初のほかは、係争休息時間の発生時である現行法制に抵触し許される時間がのというのではないを係争休息時間が原告らのいわゆる職場慣行または事実たる慣習のいずれによるによる時間が原告らのいわゆる職場慣行または事実たる慣習のいずれによるによる時間が原告らのいわゆる職場慣行または事実たる慣習のいずれによるにある。原告らの休息時間として定着する筋合のものではないというべきである。原告らの休息時間とはは、原告らのものではないというである。原告らのおはそれ自体理由がない。

四 原告らが係争休息時間に就労を拒否して勤務しない時間すなわち原告らの欠務にかかる時間について、被告が原告らに対し給与減額の対象時間および勤務一時間当り給与額の算定にもとづき給与減額措置(いわゆる賃金カツト)をしたこと、昭和四五年一一月一六日から昭和四七年五月三一日までの間に生じた右欠務事由による給与減額の合計額が原告ら各自につき別表の金額の欄に掲げるとおりであることは当事者間に争いがないから、他に特段の主張および立証がないかぎり、右給与減額措置につき違法のかどはないというべきである。

五 よつて、原告らの本訴請求は理由がないからこれを失当として棄却し、訴訟費用の負担につき民訴法八九条、九三条一項本文を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 中島幹郎 仙田富士夫 本田恭一) (別表省略)